

1. 都市計画マスタープランの役割と構成

1.1 会津若松市都市計画マスタープランの構成

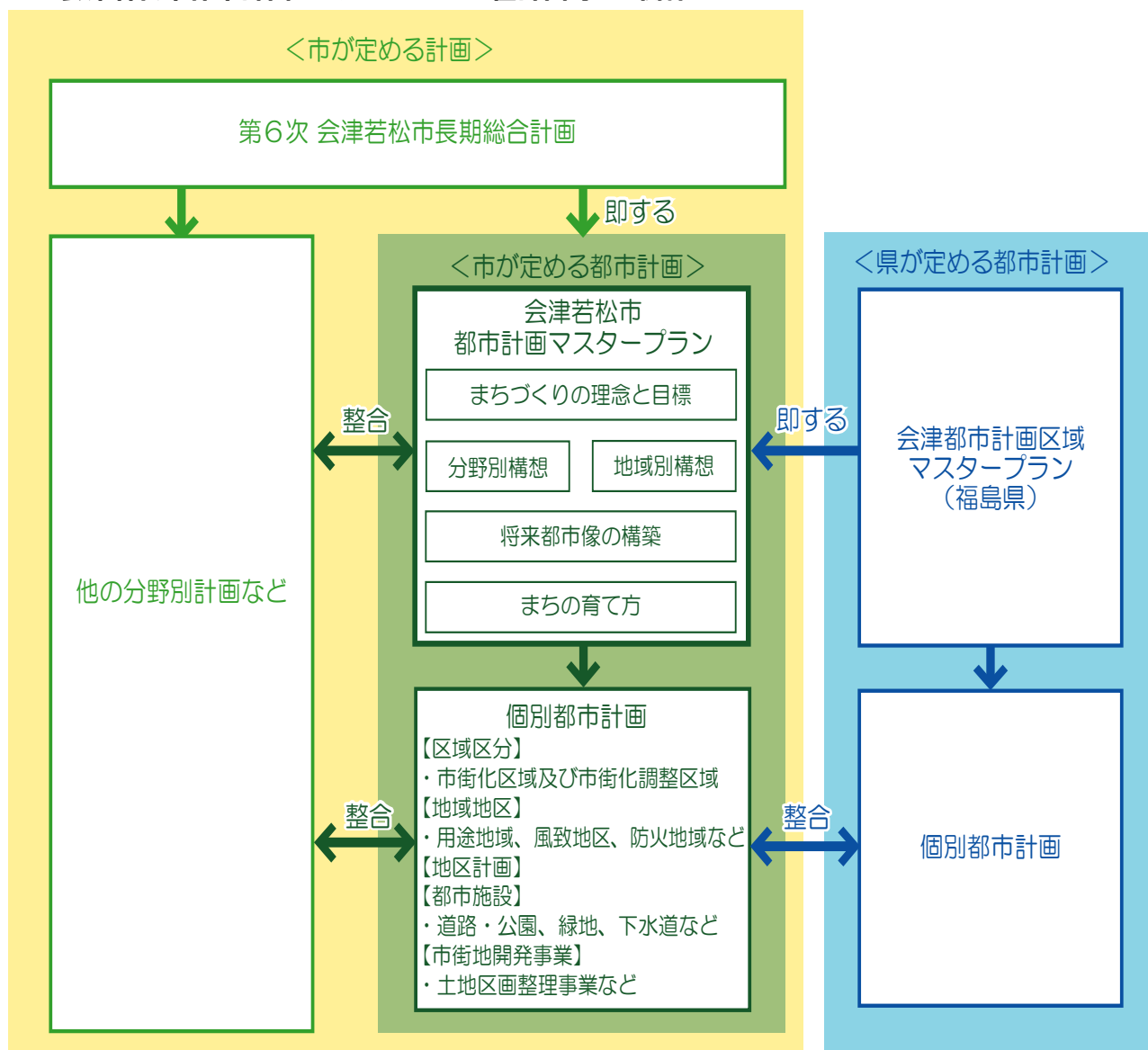
(1) 会津若松市都市計画マスタープランの役割

「会津若松市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものです。

また、市政運営の最上位計画となる「会津若松市長期総合計画（地方自治法上の『基本構想』）」に即して、長期的な視点に立ち、まちの将来像や土地利用・都市施設等の整備方針を明らかにし、会津若松市の都市計画に関する基本的な方針として、まちづくりのガイドラインの役割を持つものです。

「会津若松市都市計画マスタープラン」と「第6次会津若松市長期総合計画」等の上位・関連計画との関係は以下のとおりです。

■会津若松市都市計画マスタープランと上位計画等との関係

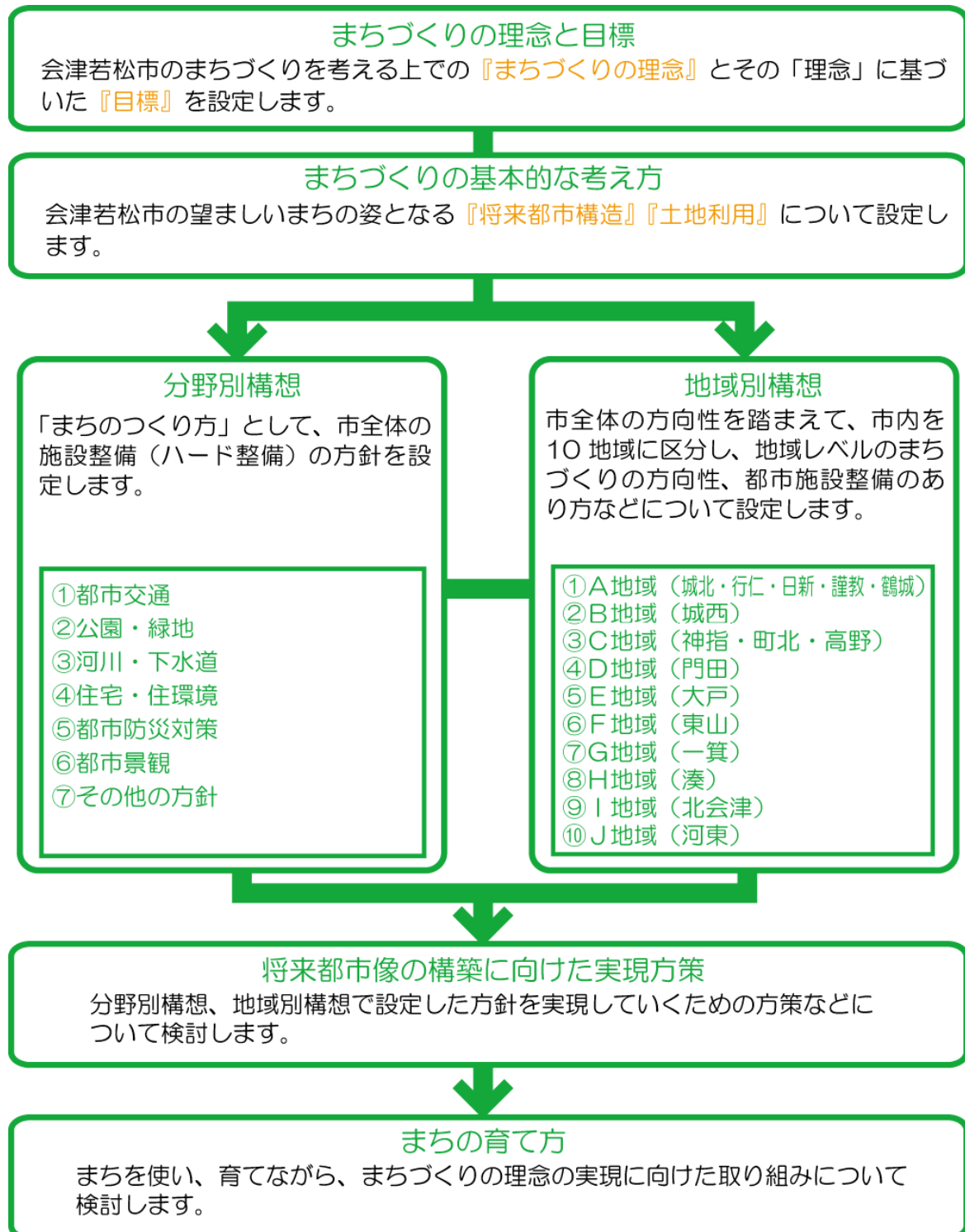


(2)計画期間

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な事項を明らかにし、今後のまちづくりのガイドラインとしての機能を持つものであり、平成 22 年度を基準年とし、概ね 20 年後の平成 42 年度までを計画期間とします。

(3)会津若松市都市計画マスタープランの構成

会津若松市都市計画マスタープランは、以下の内容により構成します。

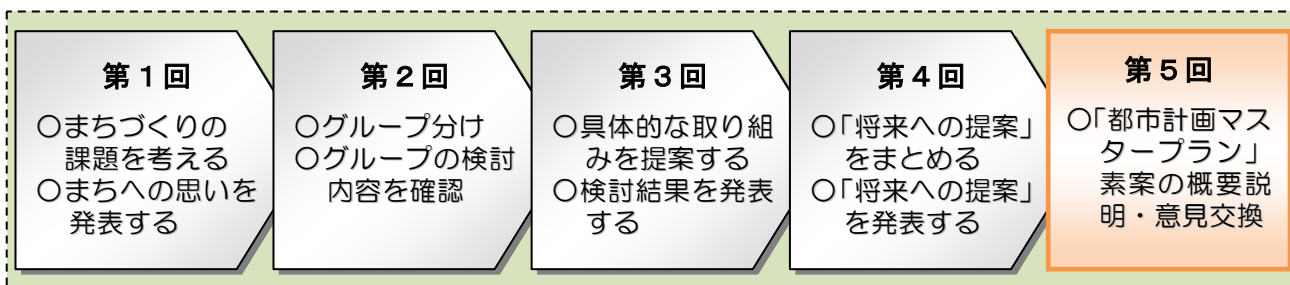


1.2 会津若松市都市計画マスタープランの策定の経緯

(1) 全体構想ワークショップ

市では、都市計画マスタープランの策定にあたり、住民参加のもと、まちづくりの理念・目標を掲げるために、広く市民の皆さんの意見・要望を取り入れていく方針に基づき、全5回にわたって「全体構想ワークショップ」を実施しました。

このワークショップでは、本市において様々なまちづくり活動に取り組まれている市民の方々にご参加いただき、行政も加わりながら、本市の目指すべき将来像などについて、テーマごとにグループに分かれて意見を交換し、「未来への提案」としてとりまとめました。



(2) 地区別懇談会

都市計画マスタープランにおける「地域別構想」部分の策定にあたり、平成23年度から平成24年度の2力年にかけて、市内16地区において懇談会を開催しました。

平成23年度における懇談会には延べ203名の市民の方々にご参加いただき、住民の視点で地区の「良い点（特徴的なこと、自慢できることなど）」「改善点（困ったこと、課題など）」など、各地区の特色の抽出を行いました。平成24年度は延べ210名の市民の方々にご参加いただき、地域別の将来像や整備方針などについて、市との意見交換を行いました。

